

仕様書

1 件名

電話交換手派遣（単価契約）

2 派遣場所及び人数

派遣場所：第五管区海上保安本部警備救難部救難課

（神戸市中央区波止場町1-1）

人数：電話交換手2名

3 派遣期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間。
ただし、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日を除く。

4 業務内容

- （1）一般加入電話回線等からの電話を第五管区海上保安本部及び神戸海上保安部の担当者に接続する業務
- （2）上記業務に付帯する業務。

5 年間予定時間及び勤務時間、条件等

仕様書別紙1に記載。

6 給付確認、支払

（1）給付確認

派遣者は、勤務日の始業開始及び終了時間を書面に明記し、担当職員の確認を受け、本書面をもって就業時間等の算定にあてるものとする。

（2）支払

支払は、1か月毎に派遣者単位で就業時間を取りまとめ、翌月に請求するものとする。なお、請求金額は、次により算定するものとする。

①就業時間

毎月1日から月末日までの就業時間を合算するものとし、15分単位で計上する。（15分未満切捨て）

②時間外労働の算定

時間外労働が生じた場合は、その時間を就業時間と個別に算定する。

分単位が生じる場合は、①と同様に算出する。

時間外労働単価は、時間内労働単価に25%以上を加算した金額とする。

③請求金額

ア 算定した就業時間及び時間外労働時間に、時間内労働単価及び時間外労働単価を乗じ、2つの合計金額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

イ 通勤のための交通費及びその他付帯する一切の諸費用については、請負業者負担とする。

※ 1ヶ月1名分の計算

$$\begin{array}{lcl} (\text{勤務時間計} \times \text{単価}) + (\text{時間外計} \times \text{単価}) = \text{合計} \\ (15 \text{ 分単位}) \quad \quad \quad (15 \text{ 分単位}) \quad \quad \quad (\text{端数切り捨て}) \end{array}$$

7 再委託承諾申請書の提出

請負業者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

8 その他

（1）請負者は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に定める労働者派遣事業の許可を受けていること。

（経過措置により事業を行うことが可能である者を含む。）

（2）派遣者は、業務等において知り得た事項について、部外者に漏洩しないこと。また、請負者は派遣者に対し上記趣旨を徹底させるとともに、適切な作業の実施を遵守させるものとする。

（3）派遣部課の設備及び物品等について、派遣者の故意または重大な過失により損害があった場合は、請負業者においてこれを賠償すること。

（4）請負者は、社内人事異動等の自己の都合により派遣者を契約期間中は交替させないものとする。

ただし、派遣者の健康上の理由等によりやむを得なく交替する必要が生じた場合は、事前に官側と十分に協議すること。

(5) 請負業者は、派遣者の業務に係る勤務内容等について、派遣先責任者が不適切と判断し、派遣者の変更などの指示があった場合、指示に従い適切に処理すること。

(6) 電話交換室は女子更衣室の内部区画となっているため、派遣される者は女性であること。

(7) 請負業者は、派遣の仕様、業務の実施その他疑義が生じた場合、派遣先責任者と協議し、疑義の解消又は必要な指示を受けること。

(8) 本契約で労働者派遣の役務の提供をうける事業所である第五管区海上保安本部の派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日は、令和10年4月1日である。

(9) 比較対象労働者の待遇については、別紙のとおりとする。

(10) 担当者

神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
第五管区海上保安本部警備救難部救難課 通信業務係長
電話 078-391-6551

電話交換手

1 年間予定時間

(1) 1日勤務時間及び派遣期間の勤務日数

1日勤務時間 7. 75時間,

派遣期間の勤務日数 242日×2名。

(2) 派遣期間の勤務時間

・通常の労働時間

7. 75時間 (1日あたり) × 242日 (勤務日数) × 2人 (勤務人数)

= 3751. 0時間,

・時間外労働時間 (予定)

6. 5時間×12ヶ月×2名

= 年間予定時間 156. 0時間

2 勤務時間

1日の勤務時間は原則として7時間45分とし、次のAまたはB勤務を1週間毎に交互に行うこととする。

(1) A勤務,

8時30分から13時00分まで及び14時00分から17時15分までとする。ただし、13時00分から14時00分までの1時間は休憩時間とし、派遣料の対象としない。

(2) B勤務,

8時30分から12時00分まで及び13時00分から17時15分までとする。ただし、12時00分から13時00分までの1時間は休憩時間とし、派遣料の対象としない。

(3) 時間外労働,

時間外の労働の発生が予想される場合には、第五管区海上保安本部警備救難部救難課職員の指示により応じること。

3 派遣者に求める条件

電話交換業務の経験を有している者であること。

4 派遣先責任者等

派遣先の責任者等は、次のとおりとする。

- ・派遣先責任者：警備救難部救難課長、
- ・派遣された者を直接指揮命令する者：警備救難部救難課通信業務係長。
- ・派遣された者からの苦情処理の申し出先：警備救難部救難課長。

5 その他

請負業者は、派遣された者が勤務当日に所定の勤務に就けないとき又は出勤後に所定の勤務の継続ができないときは、直ちに第五管区海上保安本部警備救難部救難課長に連絡し指示を受けること。

令和 7 年度 電話交換手派遣 予定勤務時間
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)、

月 別	予 定 勤 務 日 数	予 定 勤 務 時 間	備 考
令和 7 年 4 月	21	162.75	
令和 7 年 5 月	20	155	
令和 7 年 6 月	21	162.75	
令和 7 年 7 月	22	170.5	
令和 7 年 8 月	20	155	
令和 7 年 9 月	20	155	
令和 7 年 10 月	22	170.5	
令和 7 年 11 月	18	139.5	
令和 7 年 12 月	20	155	
令和 8 年 1 月	19	147.25	
令和 8 年 2 月	18	139.5	
令和 8 年 3 月	21	162.75	
合 計	242	1875.5	
1 時間内労働時間 ① 1 人あたりの時間内労働時間 $7.75(\text{時間} / 1 \text{ 日}) \times 242(\text{日}) = 1,875.5(\text{時間})$ ② 総時間内労働時間 $1,875.5(\text{時間}) \times 2(\text{人}) = 3,751.0(\text{時間})$ 2 時間外労働時間 (予定) ① 1 人あたりの時間外労働時間 $6.5(\text{時間}) \times 12(\text{月}) = 78(\text{時間})$ ② 総時間外労働時間 $78(\text{時間}) \times 2(\text{人}) = 156.00(\text{時間})$			